

# 鳴り砂

2-073号 (通巻 252号) 2014. 11. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

## 「女川原発安全性検討会」設置に係る公開質問状への県の回答と 第1回「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」開催

「女川原発安全性検討会」設置に係る公開質問状 (10/27 提出) への宮城県の文書回答が 11/7 にあった。質問提出者の「女川原発の再稼働を許さない! 2014 みやぎアクション」他9団体から 21 名と県議会議員の方3名が参加、宮城県からは阿部勝彦原子力安全対策課長はじめ6名が出席した。報道関係者も多数来ていた。以下に県の回答と ( ) にコメント・反論等を記す。

- ・今回の検討会の目的は、東北電力から提出のあった女川2号機の「事前協議」に回答するにあたり、参考意見を専門家から聴取する為との事。

(ここが大問題である。そもそも県には 3.11 の震災を受けて福島原発はじめ、女川原発が被災したことへの反省が少ない。県民を真剣に守ろうとする姿勢が無い。ただ単に「事前協議」に回答する為に検討会を設置した。本来ならば、常設の本格的な安全性を検討する委員会を作るべきである。)

- ・委員は「施設の健全性確認と新規制基準に適合することにより向上する安全性の確認」の為「監視協議会」、「防災会議」等の委員、又他県の安全性・防災等の会議経験者から選定した。

(以前の「プルサーマルの安全性検討会議」の時に、3.11 の地震を想定できず東北電力の「想定地震動」を妥当としてお墨付きを与えた委員が再び選定され、10 人の内6人も再度委員になっていることは安全側の選定ではないし、質問の回答になっていない。)

(私たちの推薦した専門家を選定しなかった理由の明快な回答も無かった。)

- ・施設の健全性確認と新規制基準に適合することにより向上する安全性を確認し、各分野の専門家が座長を中心として自主的に議論する。

(県の示す視点などテーマを絞らずに自由に議論できるようにして、最後は答申を出して欲しい。ただ意見

を聞くおくだけではだめである。)

- ・委員は東北電力との関係で利益相反行為のおそれは無いと判断。

(具体的な証明資料はなかった。)

- ・座長から専門家の招集要請があれば委員に追加することもある。

(座長が要請すれば、と言うのは問題である。是非委員を追加して欲しい。特に地震や地質の専門家)

- ・東北電力との協定書に基づいて回答する為であり、30 km 圏内 (UPZ) の自治体は検討会に入らない。

(最低限防災避難計画を作らざるを得ない UPZ の自治体は検討会に入れるべきだ。福島原発事故の教訓を学んでいるかの姿勢が問われている。)

- ・27 年度は国の審査会合の進捗状況を見ながら回数を決める。

(十分な議論が出来る回数が必要だ。)

- ・議事録は公表するが、インターネット映像配信はしない。傍聴は 10 名を超えても認めるよう努力する。広く意見を募ることは考えていない。

(50 名の傍聴が出来るよう要望した。このインターネットの時代に映像配信をしないという事は、会合内容や委員の検討姿勢などを知られたくないのか。)

30 分という話し合いの時間は短くて十分な議論が出来ず県の説明会の様であった。次回は是非もっと時間を確保して欲しい。

(2014.11.8. 記 兵藤則雄)

### ●第1回検討会が開催

「第1回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」が 11 月 11 日に開かれた。村井知事が「施設の健全性確認と新規制基準に適合することにより向上する安全性の確認の2点を安全協定に回答する為に

専門家の意見を聴取する。再稼働の是非を協議するのではない」と挨拶した。座長に若林利男（東北大学）名誉教授（プルサーマルの検討会議の元副座長）、副座長に長谷川雅幸（東北大学）名誉教授（プルサーマルの検討会議の元座長）が就任し、代わり映えしない。

東北電力から

- (1) 女川原子力発電所の概要及び東日本大震災時の対応状況
  - (2) 女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査に係る申請の概要
  - (3) 女川原子力発電所2号機の地震後の設備健全性の状況
- について説明があり、それぞれについて意見の表明があった。

主な意見を下記に記す。

- ・1号機クレーンの損傷について詳しく説明せよ。圧力容器の中がどうなっているか分からない。
- ・WANO(世界原子力発電事業者協会)からの受賞をこの会議で出すのは如何なものか。…出して良いとの反論もあり。
- ・今回の資料に放射能監視体制の事が無いのは問題。
- ・津波想定23.1mで防潮堤高さ29mにしたプロセス、ロジック、誤差の丁寧な説明が必要。

- ・地震、津波、火災、火山等の複合災害にどう対応するか？
- ・点検でやってないことをやっていると報告した、点検記録の不備あり。元データが間違いで健全性を判断しろと言われても困る。
- ・地震で繰り返しダメージを受けたものの、判定評価をしなければならない。
- ・放射能の高い所や物の安全確認をしなければならない。(制御棒など…)
- ・議事録は早急に出せ。(出すとの事。しかし録画も見たいものだ。)

そして、県から「確認、議論すべきことを申し出て下さい。」とあり、それを基に次回12月中に2回目を開催するとのこと。

傍聴していて一番感じたのは、「協定書」により東北電力に回答する為に議論するという事で、3.11の反省に基づいて県民の安全をどうするかという視点がない。しかも2号機だけの議論。避難計画も無い。30km圏自治体は無視。地震、地質、火山学者は入っていない。津波学者が入っていても欠席する。…本当に空恐ろしい。(2014.11.14. 記 兵藤則雄)

## 「今、この国を変えることができなければ、筆舌に尽くしがたい 苦しみの中にいるフクシマの人たちに申し訳が立たない」

—2014 みやぎアクション秋のつどい『原発のない未来を子ども達へ！』に230名—



11月8日、仙台弁護士会館において「2014 みやぎアクション秋のつどい『原発のない未来を子ども達へ！』」が開催され、予想を超える230名もの参加で会場は埋め尽くされた。

「秋のつどい」3回目の今回は、井戸謙一弁護士が講演を行い、また吉澤正巳さん（希望の牧場ふくしま代表）、阿部美紀子さん（女川町議・女川から未来を考える会代表）から報告をうけた。

井戸さんは、今年5月の福井地裁の大飯差止判決に遡ること8年、2006年に金沢地裁の裁判長として日本で初めて原発（軽水炉）の差止判決を下している。その後裁判官を退任されてからは、弁護士としてふくしま疎開裁判（それに続く子ども被ばく裁判）や若狭の原発の再稼働禁止訴訟、大間原発建設差止訴訟などに精力的に取り組まれている。福島事故で露呈した「子どもを守らない国」の現実、また、福井地裁の画期的な判決の意義をどう今後に生かすか、そしてそれらの根底にある強い思いをお話し頂いた。

講演の前半では、「ふくしま集団疎開裁判」につなげていく今の福島の状況について、お話し頂いた。「国民が大変な状況になったとき、国民を守らなければならないと思っていた政府・行政が、福島原発事故では、情報を隠す、子どもたちを守るためのヨウ素剤配布をサボタージュする、そして極めつけは20mSvまで被

ばくしてもいいんだ、としてしまいました。今の政治権力を握っている人たちは、子どもの命よりもっと守りたいものがあるんだと思いました。それが大変ショックなことで、それがこのようなたくさんの原発訴訟に関わるようになった一つの動機になっています」と、国家権力に対するショック・怒りが、井戸さんを突き動かしている力になっていることを明らかにした。

その上で、現在の福島では広範な地域が「放射線管理区域」にあたること、チェルノブイリでの被ばく対策と日本との違い、甲状腺検査でガン発症が多数発生していることや、脳卒中発症率が高まっていることから「既に健康被害は始まっているのではないか？」と提起した上で、人々が放置される理由を、チェルノブイリでは国際原子力委員会が原発のせいにはしないようにすることに『失敗』したので、福島では「失敗を繰り返さない」ために「情報を与えない、健康被害はデマである、住民を分断する」などの方策がとられている、とする。これらに対抗するための一つの方法として「裁判を起こそう」と、集団疎開裁判を起こすに至った。高裁で訴えは却下されたが、その一方で低線量被ばくの危険性を裁判所に認めさせる成果をかちとった。

後半では、原発をめぐる裁判がテーマであった。かの大飯原発運転差止訴訟の判決は、従来の判断枠組みではなく「具体的な危険性の存否を直接審理の対象とし、そのことは行政法規のありかた、内容によって左右されない」と、行政による安全基準とは一線を画す新たな判断基準をもとにしたことが大きかった、という。

また、3.11前との比較でいえば、裁判官にとって原発を止めるという判決は、現在ではかつてほどプレッシャーを感じるものではなくなっている。なにより世論がそれを後押ししている。そして、原発訴訟における裁判所の役割を「リスクをこの社会が受け入れるのかどうか—科学者は、この問いに答えをだせない。政治は、今の選挙システムでは市民の意思を代表しえない。答えを出すのは、司法しかない。裁判は、この国の将来を左右する営みである」、そして「私たちは、金儲けをしたい・核兵器を持ちたいといった野望のために、私たちや子どもたちの生命・健康・かけがえのない環境を差し出すことはできない。そして今、この国を変えることができなければ、筆舌に尽くしがたい苦しみの中にいるフクシマの人たちに申し訳が立たない」と結んだ。

続いて、吉澤さんと阿部さんが報告に立つ。吉澤さんは、「浪江は帰れない場所になってしまいました。浪江町、さようならです。／うちでは330頭の牛を預

かっています。国は殺処分しろといひます。証拠隠滅です。牛に斑点がでています。福島原発事故の生み出した突然変異として徹底解明してもらいたいと思っています。／この原発の時代とどう向き合うか、これを乗り越えられるか、あるいは引きずられてしまうのか、その瀬戸際にたっていると思います。それが自分の残り人生のテーマです。／ドイツと日本の違い、それは国民の実力の違いだと思うのです。全国を巻き添えにする女川原発を、宮城県民の実力で止めさせていく。福島と宮城、連帯して闘っていきましょう」と浪江の現状をリアルに語られ、この現実には立ち向かおうと圧倒的な迫力で檄を飛ばした。

阿部さんは、写真のスライドを駆使しながら、「8.10女川から未来を考えるつどい」の様子を報告し、さらに女川町議員3人で行った町民アンケート調査の中間発表を行ったことを報告した。それによると、再稼働賛成が約15%に対し、反対が約58%と過半数を超えたとのことである。「原発城下町である女川で、反対が賛成を上回ったことを糧に、今後ますます運動を強めていきたい」「小出裕章さんに胸をはって「お帰りなさい」といえるような運動を続けていきたいと思っています」と、とつとつとした語りながら、きっぱりと決意を語った。

なお、予定にはなかったが、集会の最後に、今焦点になっている指定廃棄物処理場候補地問題で、「船形山のブナを守る会」の小関代表が報告にたった。小関さんは、候補地は3つとも水源地であること、また加美、栗原に続き大和でも「断固反対する会」がJAあさひなを事務局として結成されたことなどを報告した。

「福島を忘れない」ことと、「女川原発の再稼働を許さない」ことが、まさにひとつにつながった実りのある「秋のつどい」となった。この成果をさらに今後につなげていこう！（館脇）



さくら葉

2014.10.27



# 加美の町ぐるみの抗議に、県民みんなで応えよう！

～指定廃棄物候補地の現地案内企画に参加して～

11月2日、「田代岳に行こう！」というチラシがまわってきて、加美の指定廃棄物候補地の現地に行ってきました。環境省が現地調査しようとして町長はじめ町民が体をはって止めた報道があったばかりでもあり、一度は現地を見なくてはと思い、急ぎよ参加しました。当日は、予想に反して風もなく穏やかな小春日和になり、思ったより多い50人以上の参加となりました。以下、箇条書きですが、感じたことを列挙します。

●加美の人は、本当に町ぐるみで必死であることがひしひしと伝わりました。多少、中新田・小野田・宮崎とそれぞれの旧町住民では受け止めの違いはあるものの、現地の女性の方が、「申し訳なかったけども、事故までは原発とかよく分からなかった。でも、この廃棄物問題がおきて、みんなで何度も勉強して、指定廃棄物も原発もとんでもないということが分かった」と思いのたけを語ってくれました。また、現地では伊藤由子町議がコーディネートし、加美町危機管理室の熊谷さんが丁寧に説明してくれ、最後には猪俣町長さんの奥様が「みんなで『ふるさと』を歌いましょう」と呼びかけて「水はきよき～ふるさと～」と参加者みんなで合唱するという感じで、本当に町一体となって反対しているんだなという感じが伝わってきました。「仙台からもたくさんきてくれてありがとう！ぜひみんなに伝えてください」と言われました。

●現地ですが、かつて近くにある「ニツ石ダム」を建設したときの採石場で、写真でみても分かるように、山と山の間にはぽっかりと平地が広がっているところです。正直に言って、自分が環境省の役人であれば、「ここは最適だ」と思うようなところです。一度手を加えた平地がすでにあり、しかもそこまで砕石のために使った舗装道路が整備されているからです。狭い砂利道がつづく栗原などに比べると、コストや実際に取り掛かれる時間を考えると、実はこの加美が本命で、他はダミーではないか、と思うほどです。

●そのためか、実際にはいろいろ問題があるにもかかわらず、国はここを候補地の一つとして選定してしまいました。それが、猪俣町長はじめ町の住民が激しく抗議している理由です。では、どのような問題があるかというと

○田代岳の平たん部は、実際には1.96haしかなく、必要面積(2.5ha)が確保できない。

○宮城県が2010年(H22年)に「水道水源特定保全地域」に第一号として指定した地域の水源である。

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/3464.jpg>

○また、ここは農業用水の水源で、ニツ石ダムからの鳴瀬川水系(受益面積9736ha)及び岩堂沢ダムからの江合川水系(受益面積10425ha)のあわせて2万ha(加美町・大崎市・色麻町・美里町・涌谷町・松島町・東松島市など)の農地に万が一の際は影響が及ぶ。

○気象的にも、風がものすごく強く、焼却場を建設した場合、放射能を含む煙が遠くまで飛散する。また、周囲は豪雪地帯で雪崩が危惧される危険地帯である(国が示す候補地選定除外地域の一つは、「雪崩危険箇所」に該当するエリア)になっている。

○同じく国が示す候補地選定除外地域には、「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」も指定されているが、田代岳周辺は地すべり地帯に囲まれ、東側ではすでに斜面崩壊も起きている。

などなどです。特に農業への影響が最も心配になっているようで、すでに地元のJA加美よつばには、関東・関西の5業者から、加美町に最終処分場ができれば取引ができなくなる、との話がきているとのことでした。はやくも候補地になっただけでも影響がでています。

●また、道路に積み重なっている牧草などの廃棄物は、ほとんど指定廃棄物ではなく、8000Bq以下のものなので、仮に処分場ができてでもそこでは処理できないとのことです。(県内に8000Bq以上は3200トン8000Bq以下は61000トン)

以上ですが、感じたのは「本当に放射能というのはやっかいだ」ということです。「経済のために」という原発が、今回の福島のような事故を起こしても、また起こさなくても、未来永劫放射能との闘いは続きます。県民・国民が「自分のところに放射能の影響がきたら」(すでに多かれ少なかれきているのですが)という認識から、それでも原発が必要かどうかを判断すべきではないかと思いました。

もちろん、あの紅葉がきれいな加美の山には放射能に汚染された指定廃棄物処分場は似合いません。加美のみなさま、ありがとうございました。(たてわき)



# 5月福井地裁・大飯原発差し止め判決から 豊かな国土と国民が国富

2014年5月21日、福井地裁は関西電力に対して、大飯原発3・4号機の差し止めを命じました。表記タイトルは、樋口英明裁判長が、その判決文最終部分で示したくだけずです。

原告団代表・中嶋哲演氏は、この判決を、原発の「必要神話」や「安全神話」の理不尽な復活と「フクシマ」の意図的な風化に対する「頂門の一針」、と評価しました。一仏教者として、原発を倫理の問題と見る私もまた、本判決文はその急所を突き宗教的感動を伴うほどの筆致で貫かれている、と考えています。実際に、寺で発行する秋彼岸のオリジナルパンフでは同タイトルを付して特集し、判決文の要旨を抄出し、それぞれに仏教者の立場から簡単にコメントし解説を試みました。

もちろん、本判決は決して若狭の原発に限定されるものではありません。250キロメートル圏内に居住する原告に請求を認容しているのですから。この距離の認定基準はともかく、全国の全住民（隣国も）が原発問題に対して当事者性をもつ、という当然の事実が司法の場で明言された意義は極めて大きい、と考えられます。判決文では、特に地震について女川原発との関連が想起される部分も含まれます。とはいえ、本判決の示す普遍的意味が今必ずしも共有されている、とは言えません。今後それらを原発ゼロ社会の実現のために、より広範に伝え弘めていくことが必要でしょう。

それらを念頭に、ここでは「一般向け」に、もう一度「原発裁判のバイブルになる」とも言われる本判決の骨子を振り返ってみようと思います。

## 1. はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。…この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる。

まずは冒頭から、生命や生活を基礎づける人格権が、憲法13条・25条からも、最大の価値をもつことを確認します。本質論として「いのちが大事」ということです。そして、それを脅かすものに対しては、その人格権に基づいて「止めろ」と要求できる、と。

原発がなぜよろしくないかと言えば、一度過酷事故を起こせば、ほとんど取り返しのつかない被害を招く、ということがあげられます。それは起こってしまった

後では遅いのです。起きる前に「いのち」を脅かすものに対して止めさせなければなりません。

が、過酷事故は不幸にも起こってしまいました。

## 2. 福島原発事故について

福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。…さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。

福島事故とその後の厳しい状況を直視した上で。本判決では、大飯原発から250km圏内居住の原告に請求を認めました。そして、それは福島事故で当時の責任者が同様区域住民への避難勧告を一時検討したことに基づいています（東日本一帯が居住不能となる可能性も現場から伝えられてもいます）。

判決文ではさらに、チェルノブイリ事故における判断も参照しています。ウクライナ、ベラルーシ両政府が避難区域に関して厳しい対応を余儀なくされている事実を示し、健康被害への楽観的な見方への疑問を提起しています（判決では直接的に述べてはいませんが、「安全」宣伝と「帰郷」促進の日本政府の姿勢への批判にもつながります）。

## 3. 本件原発に求められるべき安全性

原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分より劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。…原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。…福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

「たかが電気のために」です。地球規模の破滅の危険性を賭してまで経済活動の自由を保護しなければならぬのか、という当然過ぎる、またラディカルな疑問を提起しています。そして、その回答は福島事故で露わとなったわけです。その上で最後の一文は、本判決に臨む司法の気概を示すとともに、福島事故を待た

なければならなかった司法の無力と責任の所在を自己批判的に吐露するものとも受け止められます。同時にそれは、市民運動にも宗教者にも、他のそれぞれの分野の人々にも、重ねて問わなければならないでしょう。

#### 4. 原子力発電所の特性

原子力発電においてはそこで発出されるエネルギーは極めて膨大であるため、運転停止後においても電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならず、その間に何時間か電源が失われるだけで事故につながり、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。

本紙読者（以外も）には「常識」に属する部分でコメントは不要でしょう。原発は他の技術と異なり、人間のコントロールの及ぶものではないにも拘わらず、可能だとする驕慢さこそが自覚されなければなりません。判決文では、この後で「冷やす」「閉じ込める」構造の欠陥の指摘に移ります。

#### 5. 冷却機能の維持について

地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。

判決文では、1260 ガル～700 ガル～それ以下の地震について、それぞれに過酷事故を防ぎ得ないことを述べています。その中で、岩手宮城内陸地震で4022 ガルが記録されたこと、また、4つの原発に5回にわたり10年足らずの間に基準地震動を超える地震動を観測した事実を指摘しています。すなわち、大飯だけでなく全ての原発に当てはまる事柄であることは明らかですが、宮城県で近年発生した地震にその根拠を求めている点は重大です。その5回のうち、女川原発は3回（2003年5月と2005年8月の宮城県沖地震、2011年3月の東北地方太平洋沖地震）関係しているわけですから。まるで女川原発のことを語っていると読み取れるほどの記述には留意しておきたいものです。

#### 6. 閉じ込めるといふ構造について（使用済み核燃料の危険性）

使用済み核燃料は本件原発の稼働によって日々生み出されていくものであるところ、…深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。

主に福島第一4号機（使用済み核燃料が危機的状況を呈する）の事態を深刻視し、「我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず…堅固な設備によ

って閉じ込められていない」状態を指摘し、被告の楽観的対応を叱責します。同機は幸運な偶然によって最悪の事態（国家的破滅）を辛うじて免れただけで、そうした危機は全ての原発で抱えているというわけです。倫理の問題、というべきでしょうか。

#### 7、8 （略）

#### 9. 被告のその他の主張について

コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

被告の原発コストの低減主張（これ自体不当だが）に対する反論として「多数の人々の生存権と電気代の高い安いの問題と同列に語るの論外」との趣旨に続いてこのくだりが述べられます。本判決文中、最も力が入った部分の一つとも思われます。

私たちは国という時、国家をイメージしがちですが、国土と国民（全ての住民）こそが国の構成要素であり、「宝」（国富）であるはずで。本判決の論旨で言えば、原発再稼働はその喪失の危険性を格段に高めるものにほかならない、ということになります。

本判決法廷を欠席した被告・関西電力は、上級審で覆ることを期待し、即時控訴しました。原子力規制委によって高浜原発の審査が「合格」とされようとする中、11月にその控訴審が始まります。本判決で「原発のもつ本質的危険性」ははっきりと示されました。福島事故を経て立ち現れた画期的判決を後戻りさせてはなりません。みんなで注視し支援していきましょう。

（梅森寛誠）





# 「いずみ」の甲状腺エコー検査活動についての報告

日本キリスト教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ（以下、いずみ）は2013年10月に活動を開始しました。2011年の東京電力福島第一原発事故、レベル7の炉心溶融、国内では前例のない深刻な原子力災害が現在も終束していないことや、広域的な放射能汚染という事態に対し、私たちはいのちを守るために「訪問と傾聴」「保養プログラム」「健康相談と検診」という3つを柱に活動しています。ここでは「健康相談と検診」に含まれている、甲状腺エコー検査活動についてお伝えいたします。

2011年3月11日の原発事故により放流失した放射性物質が福島県内だけでなくとどまらず、岩手県南部や宮城県、関東地方などにも飛散・沈着した結果、放射能汚染された地域が広範囲に広がりました。2011年から2012年以降、宮城県内では年間追加被ばく線量が1mSv以上になるとして、特措法に基づき汚染状況重点調査地域に指定された県南7市町村や石巻市や栗原市などが、除染の区域策定や除染を行いました。限られた範囲の線量をいくらかは下げる、という効果があるものの、事故以前への状態、線量が元に戻るものではないため、子育てをされている地域住民の方々をはじめ、被ばくによる健康影響への不安が根雪のように深く横たわっています。チェルノブイリ原発事故後における健康影響、小児甲状腺がん多発という定まった国際的評価があったため、様々な問題があるものの、震災時18才以下の福島県民を対象とした福島県による長期的な甲状腺検査体制がつくられました。しかしながら福島県以外での公的な健康調査はほとんど実施されませんでした。宮城県において、県内横断的な形で取組まれた「子どもたちと妊産婦を放射能から守るための体制の確立を求める請願」が2012年7月の

県議会で全会一致で採択されましたが、その後県当局による健康調査などの動きはありませんでした。

国や宮城県による初期被ばくを避けるための対策がとられなかった結果、半減期は短いものの夥しく大量に放出された放射性ヨウ素が拡散している最中、宮城県在住の私たち（に限りませんが）はほぼ無防備に被ばくしてしまったと考えられます。震災前に東北電力女川原発周辺に設置されていた数少ないモニタリング施設が津波によって破壊され、計測機能が失われていたことなど、震災直後の宮城県内の空間線量推移などをはじめ、放射性ヨウ素などの大気中濃度や初期被ばくについては未解明なことが多い上、その後は放射性セシウムなどによる長期低線量被ばくを受けています。可能な限り、外部被ばくや内部被ばくの低減につとめていく事も今後は重要ですが、これまでの被ばくによる晩発的な健康影響がどのように顕れてくるのか、注意深く見守っていく必要があります。とりわけ放射能への感受性が高い子どもたちや妊婦の方々、被ばく影響が大きいであろう人々に対して、身近に接しておられるご家族の方々にとっては大変ご心配なのではと思っています。

県や市町村などの枠組みを超えた公的な検診が行われない中、いずみは集団甲状腺エコー検査を開始しました。一口に甲状腺検診といっても、問診、触診、血液検診などの項目がありますが、いずみではのどぼとけの下にある甲状腺に病変があるかないか、経過観察が必要かどうか、の「超音波（エコー）検診」をしています。より丁寧な検診が望ましいのですが、時間など様々な制約があり、震災当時18才以下の子どもを検診対象とし、現在は集団検診（スクリーニング）の

2013年12月8日から2014年10月26日の期間における検査結果（いずれも宮城県内）

	① 12/8	② 3/30	③ 5/18	④ 7/6	⑤ 8/31	⑥ 9/21	⑦ 10/26	7回計	
A1	24	39	18	17	24	27	17	166	56.3%
A2	17	9	24	12	30	6	24	122	41.3%
B	1	0	2	1	0	0	3	7	2.4%
C	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
	42人	48人	44人	30人	54人	33人	44人	295人	

判定基準（福島判定）

- A1：結節やのう胞を認めないもの
- A2：5mm以下の結節、20mm以下ののう胞を認めたもの
- B：5.1mm以上の結節、20.1mm以上ののう胞を認めたもの
- C：直ちに二次検査を要する

ため「異常や経過観察が必要な人を見つけ出すこと」に重きを置いています。しかしながら、後日に結果を伝えられるだけの福島県の検査とは異なり、医師による検診なので説明を聞くことができますし、保護者の方も医師と一緒に検査の超音波画像を見ることができます。直接的に初期被ばくなどの影響だと断定はできませんが、体内にとりこまれた放射性ヨウ素は甲状腺に集まる性質があり、この画像や検診を通して甲状腺の形状的異常の有無を確認することができます。

この時点で福島県のデータと単純比較はできませんが、受診者数がけっして多くはないものの精密検査が必要ではないかと思われるB判定の方が少なからず出ています。また、医師によるお話では治療の必要はないそうですが、一定期間の間隔で今後も経過観察を要するとされるA2判定の方も4割前後おられます。

宮城県内を中心に、この甲状腺検査活動を続けていく事の意味は大変大きいように感じています。検査を受けて「異常はない」、という結果にホッと安堵される保護者の方々のご様子に嬉しくなったりもす

るのですが、個々の検査結果だけではなく、一つ一つの結果を蓄積していくことへの重みを感じています。放射線被ばくによる影響は一過性ではありませんし、傷ついた細胞ががんに成長する潜伏期間が数年とみられています。現時点で問題がなくても将来的に大きくなったり、がん化する可能性を否定することができます。そのようなことからA2やB判定などの所見を受けた方は経過観察が必要なのですが、問題なしとされた方も継続的に検診を受けていただきたいと考えております。

何の検査もしないのに、「原発事故の影響はない」とか「心配ない」と蓋をかぶせるのではなく、私たちは「調べてみなければわからない」という地味なポジションをしっかりと守っていきたいと考えています。私たちの小さな働きが、原発事故で疲れ・不安を抱えた方々にとって“いずみ”となることができますように。

2014年11月11日

日本キリスト教団東北教区放射能問題支援対策室  
いずみ 服部賢治

<http://tohoku.uccj.jp/izumi/>

## 原発問題の“ミニミニ”解説<1>

### マスコミが見た・見なかった「吉田調書」

『鳴り砂 No.250：“ミニミニ”解説 その5』で紹介した<5.20朝日>1面トップの「吉田調書」記事について、<9.12朝日>は1面トップで「取り消し」しました。「多くの所員が吉田所長の命令に違反して撤退」という同記事については、その断罪口調に筆者も違和感を覚えていましたので、内容の当否は調書公開後に“自分の目で”検証しようと思い、『鳴り砂』では言及しませんでした。一方、政府は9.11、世論の求めに抗しきれず、吉田調書など計19名分を「公開」しました（後述）。

朝日新聞の取消経緯についての謝罪説明・弁解に“腑に落ちない”点が多々ありますし、政府の公開を待っていたかのようなタイミング（偶然の一致？）にも違和感を覚えます（一般市民が同記事の正否を検証可能となり、誤りを隠し切れなくなってようやく…という感じがします）。ネット情報・ウィキペディア情報などの「コピペ（切り貼り）」に慣れ親しんだ世代？による‘文書作成の安易さ’が背景にあるのでは、と穿った見方をしてしまうのは、それらに疎い筆者の“やっかみ”のせいでしょうか。いずれにしても、‘思い込み・先入観による事実の歪曲’に対する筆者自身への“戒め”にしたいと思います。

さて、“本題”の「吉田調書」ですが、内閣官房のホームページで公開されています

（[http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/hearing\\_koukai/hearing\\_list.html](http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/hearing_koukai/hearing_list.html)）。

今回公開された19名の大半の調書は1ファイル（最大で3ファイル）ですが、「吉田調書」は全11ファイル（資料を含め）で、うち、マスコミ等で問題となった証言部分は主に6ファイル（聴取日時2011/7/22,7/29,8/8,8/9）です。まさに福島原発事故の“真っ只中”にいた吉田所長の「本音」が随所に散見され、『読み物』としても面白いものですが（秋・冬の夜長にはピッタリ？）、大切なのは、そこからいかに‘原発の本質＝危険性を読み取るか’ということに尽きると思います。

すでに皆様もご存じ・食傷気味かもしれませんが、<5.20朝日>の関連部分（8.9調書）を見てみます。

回答者・吉田氏の「本当は私、2F（\*福島第二原発）に行けと言っていないんですよ。」「私は、福島第一の近辺で、…線量の低いようなところに一回退避して次の指示を待てと言ったつもりなんです、2Fに行っちゃいました。」「線量が落ち着いているところで一回退避してくれというつもりで言ったんです」な



どの部分から、朝日の記者は「社員ら9割が、吉田所長の待機命令に違反し、福島第二原発に撤退。」という『大見出し』を付けたのです。でも、その前後の発言を見れば、「伝言ゲーム」の状況で、「伝言した人間は、運転手に、福島第二に行けという指示をした」ことは仕方なかったし、「よく考えれば2Fに行った方がはるかに正しいと思った」と述べており、吉田氏が社員の

○回答者 本当は私、2Fに行けと言っていないんですよ。ここがまた伝言ゲームのあれのところで、行くとしたら2Fかという話をやっていて、退避をして、車を用意してという話をしたら、伝言した人間は、運転手に、福島第二に行けという指示をしたんです。私は、福島第一の近辺で、所内に関わらず、線量の低いようなところで一回退避して次の指示を待てと言ったつもりなんですけど、2Fに行っちゃいましたと言うんで、しょうがないなど。2Fに着いた後、連絡をして、まずGMクラスは帰ってきてくれという話をして、まずはGMから帰ってきてということになったわけです。

○質問者 そうなんですか。そうすると、所長の頭の中では、1F周辺の線量の低いところで、例えば、バスならバスの中で。

○回答者 今、2号機があって、2号機が一番危ないわけですね。放射能というか、放射線量。免震重要棟はその近くですから、ここから外れて、南側でも北側でも、線量が落ちているところで一回退避してくれというつもりで言ったんですが、確かに考えてみれば、みんな全面マスクしているわけです。それで何時間も退避していて、死んでしまうよねとなって、よく考えれば2Fに行った方がはるかに正しいと思ったわけです。いずれにしても2Fに行って、面を外してあれしたんだと思うんです。マスク外して。

しかも、吉田氏は、所員の安全確保にかなり気を使っており（7.29 調書）、「命令違反」という発想は決して持ち得なかった人（情の吉田）だったと筆者も思います。

○回答者 そうです。言っています。これは危ないんで、退避命令かけますと。本店も承知して、全事務所も聞いていて、退避命令を一回かけています。実際に人間に聞いてもらえばわかります。一回退避させました。危ないから。

○質問者 それはどこに退避するんですか。

○回答者 免震重要棟です。

○質問者 重要棟にみんな引き上げてくるというような状況になるんですね。

○回答者 そうです。要するに、爆発の可能性がある。水素爆発の可能性があるからということで退避かけています。間違いなくかけています。

他にも、マスコミ（や野党・自民党）が当時問題にした菅総理の「3.12 早朝の福島第一原発訪問」による悪影響（ベント遅れ）についても、吉田氏は「全くないです。」と明言し、菅総理“激怒”の「全員退避問題」についても、現場の吉田氏にはそのような考えは全くなかったことがわかります。それを清水社長が「言った・言わない」とかは、事故進展・事故原因などの究明とは全く無関係で、その意味では、マスコミの見方・焦点の当て方には“的外れ”なところがあるように思えます。

「百聞は一見にしかず」、マスコミ経由ではなく、直接「吉田証言（吉田節?）」に触れてみて下さい。詳細は12.6（土）「風の会 公開学習会」で！ <…と宣伝したところでオシマイ。> <2014.11.9 記>

2Fへの撤退を「何も問題視していない」ことは明らかです。にもかかわらず、「一時退避の指示・伝言」を「待機命令」と言い換え、2Fへ撤退したことを「命令違反」と解釈したのは、記者のセンセーショナルな一面トップ『見出し』欲しさ、と考えるほかありません。

#### 【11.13 昼の緊急追記】

昨日 12 日付で、さらに氏名不開示分を含めて46名分の調書が公開されました。

([http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/hearing\\_koukai\\_2/hearing\\_list\\_2.html](http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/hearing_koukai_2/hearing_list_2.html))

一方、朝日新聞は11.13に「吉田調書記事」検証記事を掲載しましたが、今回も偶然でしょうか？ ただし、その中で、未だに福島第二への避難指示（命令?）が「誰からだったか不明」（秋山和政調書?）という“こだわり”を見せていたようですが（朝にさっと見ただけなので不正確かも）、『見出し』になるかどうかではなく、事故の真相究明に役立つような「読み方・解説」をして欲しいものです。以上

（仙台原子力問題研究グループ1）

## 「楽しかったウォーキング」



9月21日快晴、午後1時、第二公園に仲間がポチポチ集まってきた。今日は「第95回 幸せの脱原発ウォーキング」。そして、東北脱原発連絡会の交流会。

仙台、盛岡、米沢、酒田などからも金曜デモや抗議活動の仲間が集まってきた。

デモを始めた当初は150人も集まったがこの頃は20〜30人ぐらいしか集まらないウォーキング。しかし今日は県外からの参加者も含めて50名以上はいるようだ。1時30分集会開始。はじめに地元代表が歓迎の挨拶、続いて、遠方から順に、「盛岡金曜デモ」の2人から自己紹介と日頃の活動状況などの報告。みやぎ金曜デモ、酒田キャンドルウォーク、さよなら原発米沢の会と続いた。

次に、一言スピーチ。今度は若い順に、最初は赤ちゃんをベビーカーの乗せた若いお母さんが「この子の未来に原発はいらない!」。またいつも参加している男性は「山形にもホットスポットがある。我が家も高く、チェルノブイリ法では移住権利ゾーンにあたる。先日山形市内で開かれたNUMO主催の高濃度廃棄物最終処分会の説明会の動きには深い関心を持たざるを得ない」など。

最後に私たちのテーマソング「君と僕の未来」をみんなで歌って、デモに出発した。賑やかなラッピングの脱原発カーに続いて、太鼓や鳴子など賑やかな鳴り物に合わせ「原発はいらない」「再稼働ハンタイ」など大きな声でコールしながら、十日町〜七日町をウォーキングした。

東北脱原発連絡会は、これまで仙台、盛岡、福島、青森(4月)で交流会を行い、今回は山形となった。デモの参加者が少なく、せっかく遠くから集まってもらっても盛り上がりがないのでは、足を引っ張ることになるのではと心配した。しかし、東北全体が原発事故の被災地であり、東北の仲間が一体となり連携して声をあげることは大きな意義があると考えた。しかも山

形には福島から今も多くの方が避難されており、その人たちを励ますことにもなるのではないか。そんなことを考え、山形で交流会を行うことにした。

デモは2.5キロ約40分歩いて山形市役所前に着いた。参加者からは「楽しかった!」「デモはやっぱり大勢でやらなきゃね!」「太鼓や鳴子を鳴らしながらはいいね!」などの声がたくさん上がった。山形でやってよかった、と思った。

町を歩いている人も、手を振ってくれたり、ガンバッテの声かけがあったりで、アピールできたようだ。これを機会に参加者が増えることを願っているが、そうは簡単ではない。それでも「継続は力なり」の言葉を信じて「原発はいらない」「再稼働ハンタイ」の声をあげてゆこうとの気持ちがみんなに強くなったのではないか。町を歩いているひとりでも多くの人が原発について考え、それぞれができることをやってくれることを願って歩こう。参加者がそんな気持ちを強くしてくれたのではないかと思う。

デモ終了後の交流会では、これからの運動の進め方や夫々の団体の課題などを話し合った。そしてこれからも交流会を続けてゆくことを確認して散会した。

私たちのウォーキングも10月、100回を迎えました。しかし何かを達成したわけではなく、さらに力をつけていかなければと考えて、11月、12月に講演会を企画しております。

多くの市民にも呼びかけ、デモの参加者増に繋げようと考えているところです。

(幸せの脱原発ウォーキング 水口雅夫)

### ●交流会に参加して

「リアルタイムで活動状況が知りたい」

秋空のもと参加者60余名。山形市内ではこのところ細々とした集会・デモとなっていたので、久々に賑やかな楽しい場でした。参加して思ったことがあります。東北脱原発連絡会の13団体にはネット上の連携の場が設けられているそうですが、相互のリアルタイムの活動状況が知りたいものだなあ、と。

例えば月初め「前月の集会やデモなど行事の日時と参加者数、今月の予定日時程度の情報」を、様式を定めてネット上で集約し、一覧表にして全国に発信されるような簡単なネットシステムがないかなあ。あればリアルタイムで仲間のエネルギーに触れられ、互いの心身の励ましになるのではと思うわけです。

(大場義宏)

## その 7. 女川原発再稼働に関する町民アンケート

現在、女川では、女川町議有志3名の連名の下、「女川原発再稼働に関する町民アンケート」を実施しています。9月22日に調査の発表をし、11月末までの期限で回収する予定です。

10月6日には、その中間結果を発表しました。2400戸に配布し、10月5日現在の回答が635通。

以下、概要を報告します。

- 再稼働に賛成 126通 (19.84%)
- // 反対 371通 (58.43%)
- 不明 138通 (21.73%)

○賛成の理由で多かったもの（複数回答）

- ・女川町は原発がないとやっていけない 159通
- ・電気代が高くなると困る 116通
- ・規制委員会が「合格」とした場合 115通

○反対の理由で多かったもの（複数回答）

- ・福島のような事故が心配  
放射能の恐ろしさが身に染みた 400通
- ・お金より命が大切 295通
- ・事故が起きたら復興の努力が水の泡 283通
- しかも、本質的に危険という回答が309通もあり、  
原発に頼らずともやっていけるという回答も146通  
ありました。

今、国、電力は再生可能エネルギーの買い取り中止、そして川内原発の再稼働同意と、露骨に原発ありきの姿を顕しています。

私は、脱原発の住民の声が、さらに大きく、さらに広がるよう、土壌作りに励みたいと思います。

## 再生エネ契約中断の本当の理由

東北大学特任教授 杉山丞

東北電力は、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度に基づくメガソーラーなどの事業者からの契約受け入れを、管内全域で中断すると発表しました。その理由は、管内で国が認定した出力合計1,087万kWの太陽光発電や200万kWの風力発電が全て導入されると、低需要期の最大電力970万kWを大幅に超過してしまうためだというものでしたが、この説明は正しくありません。

例えば、太陽光発電は小さな雲が移動するだけで細かく変動しますので、東北地域に広く分散配置される1,087万kWのパネルが全て同時に最大電力を発電するような奇跡は起きません。ドイツやスペインでの事例を調べればすぐに分かりますが、天気の良い日の瞬間最大電力でも出力合計のせいぜい6～7割程度です。従って、これに風力を加えても、低需要期の最大電力970万kWを超過するという心配は全くの杞憂です。

また、認定された再生エネ設備の合計こそ1,172万kWですが、現時点までの1年半で導入された設備はわずか72万kWに過ぎません。すると今後毎年80万kWずつ導入され続けても、認定出力が全て導入されるまでにすでに14年、100万kWまで導入量が増えたとしても約11年かかります。

つまり、再生エネの認定出力が全て導入されても、

低需要期の最大電力を超過する心配がない上に、それが全て導入されるまでにまだ10年以上かかるということになります。

では、突然に中断を発表した本当の理由とは何でしょうか？

東北電力の説明では一言も触れられていませんが、最大の理由は、350万kWある原発をベースロード電源として再稼働させることを前提としているために、低需要期の供給力の多くを原発が占めてしまうということです。そしてもう一つは、ゴールデンウィーク等、低需要期の休日昼間の電力需要が700万kWしかないという事実です。

つまり、低需要期の休日昼間には、電力需要700万kWのうちの半分を原発が占めることになり、原発以外の電源が入り込める枠は、わずか350万kWにまで激減するということになります。

この350万kWの枠から、最低限の火力と風力、水力、地熱などを差し引くと、太陽光発電としての導入可能枠はもうほとんど残りません。

実際は、メガソーラー事業者に対して最大30日間の買い取り抑制ができることや、揚水発電所などへの蓄電、あるいは東京電力への売電などの対策を組み合わせることで、太陽光発電の導入可能枠をある程度拡

大することも可能ですが、最も影響が大きいのは、原発の350万kWを温存するかどうかです。言い換えれば、原発を温存しようとする電力会社の方針が、再生エネ拡大にとって最大の障害になっているということです。

今後も、事故リスクと廃棄物処理コストの高い原発と運命を共にし続けるのか？、次世代への投資として再生エネ拡大を優先するのか？。私達は今、未来を左右する重要な分岐点に立っています。

政府は「原発は可能な限り削減し、再生エネを拡大する」という方針を示しています。そうである以上、公益企業である電力会社も、再生エネ拡大の障害となる原発利用を、根本から見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

〔河北新報〕2014年11月3日付「持・時論」欄への投稿記事を一部修正して掲載）

## 【インフォメーション】

### 第112回&第113回&第114回&第115回 &第116回 大飯を止めろ！女川再稼働するな！ 子供を守れ！汚染おいらない！みやぎ金曜デモ In 仙台 (略称:脱原発みやぎ金曜デモ)

[https://twitter.com/miyagi\\_no\\_nuke](https://twitter.com/miyagi_no_nuke)

<http://twipla.jp/events/27716>

日時□11月21日(金)元鍛冶丁公園

11月30日(日)良覚院丁公園

14時集合 14時半デモ出発

12月5日(金)元鍛冶町公園

12月12日(金)元鍛冶丁公園

12月21日(日)元鍛冶町公園(今年最後)

14時集合 14時半デモ出発

(金曜夜は18時集合 18時30分デモ出発)

主催□みやぎ金曜デモの会(代表 西)

(090-8819-9920 電話は20時~22時まで)

e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com

### 風の会・公開学習会 vol.5

—吉田調書が語る—「福島原発事故の教訓」

講師□仙台原子力問題研究グループ

石川徳春さん

日時□12月6日(土)18:30~20:30

会場□仙台市市民活動センター研修室5

(仙台市青葉区一番町四丁目1-3)

参加費□300円

主催□みやぎ脱原発・風の会

問合せ 090-8819-9920 館脇

hag07314@nifty.ne.jp

### 映画「不毛の地」上映会

日時□12月6日(土)14時~16時

会場□宮城県保険医協会研修ルーム

(仙台市青葉区本町1-2-29 ホンマビル4階)

参加費無料

主催□核戦争を防止する宮城医師・歯科医師の会

要申込み□☎ 022-265-1667 FAX 022-265-0576

### 建設中止しかない！—放射能を含む指定廃棄物 最終処分場を考えるシンポジウム

※すでに配布してしまった「鳴り砂」には12月14日と記載いたしましたが、急きょ都合により延期となりました。年明け1月ころの予定とのことです。

### 風の会「2015年会員のつどい」

日時□2015年2月1日(日)10時~12時

会場□仙台市民会館第6会議室

#### 【もくじ】

- 第1回「安全性に関する検討会」開催 ……1
- 2014 みやぎアクション秋のつどい『原発のない未来を子ども達へ！』に230名 ……2
- 加美の町ぐるみの抗議に、  
県民みんなで応えよう！ ……4
- 福井地裁・大飯原発差止判決から ……5
- 「いずみ」の甲状腺エコー検査活動報告 ……7
- マスコミが見た・見なかった「吉田調書」 ……8
- 東北脱原発連絡会 山形交流会報告 ……10
- 今、女川では ……11
- 再生エネ契約中断の本当の理由 ……11
- インフォメーション ……12

#### 【別冊もくじ】

- 福島第一原発1号機のカバー撤去作業着手！…1
- 女川原発アラカルト ……5
- 指定廃棄物最終処分場をめぐる動き ……7